

# 「安心」あつての、経営 商工会議所会員向け保険制度のご案内

この保険は、当所会員事業所の経営リスクの担保、および従業員の皆さまへの福利厚生の実現を目的としています。団体割引が適用された保険料でご加入いただける団体保険制度です。ぜひ、ご利用ください。

**業務災害補償制度**  
企業を労働災害から守る  
**最大割引 58%**

**休業補償GLTD\***  
新しい福利厚生制度構築  
**最大割引 20%**

例えば…

**ビジネス総合保険制度**  
企業を事業経営から守る  
**最大割引 28%**

**サイバーリスク  
情報漏えい総合補償プラン**  
企業を労働災害から守る  
**最大割引 20%**

\*GLTD＝団体長期障害所得補償保険（従業員等が病気やケガにより就業できなくなったとき、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の喪失を長期間にわたり補償する保険）

## 労働事故に対する企業防衛は万全ですか？

### 労働災害の判例と発生状況

#### 1 原木落下による事故により 後遺障害発生 損害賠償額 1億6,500万円

〈判決の概要〉玉掛け作業に使用してはならないロープを使用し、無資格者や法定教育を受けていない作業者にクレーン操作などを行かせた結果、事故が発生したとして、会社側の安全配慮・義務違反を認め損害賠償を命じた（過失相殺無し）。



#### 2 暴言、暴行、退職強要等 パワハラにより自殺 損害賠償額 5,400万円

〈判決の概要〉会社役員による暴言・暴行・退職強要などがあった事実を認定し、これらの行為は不法行為に該当するとされた。結果として、会社役員らの不法行為と被災者の死亡との間には相当因果関係があるとされ、会社と会社役員に対して、合計5,400万円の損害賠償を命じた。



#### 3 長期間の過重労働で うつ病を発症し自殺 1億1,100万円で和解

〈判決の概要〉自己申告の勤務表と勤務実態が合っていないことを、会社側は一定認識しながら長期間にわたる長時間労働を放置していたと認定。会社側に安全配慮義務違反で損害賠償（過失相殺なし）を一審判決は命じた。その後高裁にて和解。



#### 4 運送会社のドライバーが業務中に 単独事故を起こし、後遺障害発生 1億400万円で和解

〈判決の概要〉事故発生から1年後に突然、弁護士から「居眠り運転をした原因は、長時間労働などにあるため、会社側の安全配慮義務違反による債務不履行責任での損害賠償を請求する」という訴状が届いた。その後、裁判で争われ1億400万円で和解。



今月号折込みのパンフレット「保険制度のご案内」に同封のヒアリングシートを完成させることで、より良いサポートが可能です。ご記入後、FAXにてご返送ください。

お問い合わせ 事業推進部 TEL: 0565-32-4569

# 新おいでん共済の保障内容についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当所の生命共済制度「新おいでん共済」に、新型コロナウイルス感染症が下記のとおり災害保険金としての支払い対象となりました。

「不慮の事故により死亡したとき」または「不慮の事故により高度障害状態になったとき」\*に、新型コロナウイルス感染症が該当し、災害保険金が上乗せされることにより250万円/口数が支払われます。

\*入院・治療における入院給付金の「不慮の事故」は対象外。

〈保障内容〉 主契約：定期保険（団体型）/特約：入金給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
死亡	不慮の事故により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約)+災害保険金〉	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円
	上記以外の事由により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約)〉	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態の いずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金〉	250万円	500万円	750万円	1,000万円	1,250万円	1,500万円	1,750万円	2,000万円
	傷害または疾病により高度障害状態の いずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約)〉	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円

\*2口以上加入されている方(1年以上継続)は、1週間以上の病気入院により当所独自の給付制度「病気入院見舞金」の給付対象となります。

「新おいでん共済」の詳細については、当所職員またはアクサ生命保険(株)豊田営業所までパンフレットをご請求ください。

お問い合わせ

事業推進部 TEL: 0565-32-4569  
引受保険会社 アクサ生命保険(株)豊田営業所 TEL: 0565-34-3063

# 経営セーフティ共済の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている契約者の皆さまに、特例措置が講じられましたので、お知らせします。

## 掛金納付期限の延長等

### a 掛止めをする

掛金総額が掛金月額40倍に相当する額に達している場合、納付の掛止めができます。

- 掛止め(a)と掛金月額の減額(b)の手続きを同時に行うことができます。
- 掛金の掛止め(a)により掛金納付月数が40か月以下となる場合、解約事由により解約手当金が掛金の額を下回る場合がありますのでご注意ください。お申し出により、掛金の納付を再開することもできます。

### b 掛金月額を減額する

事業規模縮小、事業経営の著しい悪化、疾病または負傷、危急の費用支出といった場合には、掛金月額を減額することができます。(月額5,000円まで減額可。\*5,000円単位)

### c 掛金の納付期限を延長する

2020年11月分までの掛金の納付期限を延長することができます。延長期間が終了した翌月から、掛金を延長分と当該月の2か月分ずつ納めていただくこととなります。(ご請求する金額が、通常の倍額となりますのでご注意ください)

お問い合わせ

中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL: 050-5541-7171 (平日 9:00~18:00)

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置は他にもございます。詳細はHPをご確認ください。  
[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster\\_relief\\_r2covid19\\_t.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_t.html)